

物価高騰等に対応した学校給食費の保護者負担軽減及び学校給食の安定的な運営に向けた、物価上昇等を踏まえた適切な契約変更等のため、重点支援地方交付金の活用をお願いするものです。

6 文科初第 1707 号
令和 6 年 12 月 4 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
小中学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定
を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
望 月 禎

物価高騰等に対応した学校給食費の保護者負担軽減及び学校給食に
おける安定的な運営に向けた取組の推進について（通知）

重点支援地方交付金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）に、①低所得世帯支援枠について給付金の支援を行うとともに、②物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、令和 6 年 11 月 29 日に令和 6 年度補正予算案が閣議決定されたところです。（1 兆 908 億円（うち推奨事業メニュー分：6,000 億円）

これを受け、内閣府から「令和 6 年度補正予算案の閣議決定を踏まえた『重点支援地方交付金』の取扱い等について」（令和 6 年 11 月 29 日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）が、各都道府県を通じて市町村に周知されておりますので、学校設置者におかれては、関係部局間で十分連携の上、記載事項に留意して運用されるようお願いいたします。

なお、「令和 6 年度における重点支援地方交付金の取扱い等について」（令和 6 年 4 月 1 日付け内閣府地方創生推進室、内閣官房令和 5 年経済対策給付金等事業企画室、デジタル庁デジタル社会共通機能グループ事務連絡）において、重点支援地方交付金を活用した事業の実施に当たっては、引き続き、説明責任を果たし、適切に執行頂く観点から、当該事業が、国の重点支援地方交付金を活用した事業であることが客観的に把握できるよう、その旨を事業 HP やチラシ等で周知するなど実施状況の公表が求めていましたが、引き続きご対応をお願いする見込みですので、実施中の事業も含めて適切に対応をお願いします。

この重点支援地方交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援することを目的とするものです。

物価高騰による学校給食費等の保護者負担軽減支援等については、引き続き重点支援地方交付金の推奨事業メニューとして位置づけられていますので、学校給食を実施

する学校設置者におかれては、現下の食材費の高騰が続く中でも学校給食摂取基準を踏まえた学校給食の質が確保されるよう、重点支援地方交付金を活用し、事業者による食材費の値上げについても適切に対応しつつ、学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組の検討を進めていただくようお願いします。

また、交付金による支援の効果が物価高騰の影響を受けた生活者又は事業者に直接的に及ぶ事業であれば、例えば契約の途中でエネルギー価格や食料品価格、労務費等の価格変動や最低賃金額の改定が生じた場合における、契約金額の変更や受託事業者（給食事業者、食品事業者等）への支援などは、重点支援地方交付金の対象になる見込みです。このほか、昨年発出した「物価高騰等に対応した学校給食費等の保護者負担軽減及び学校給食を含む学校における食事提供等の安定的な運営に向けた取組の推進について」（令和5年11月10日付け5文科初第1458号文部科学省初等中等教育局長通知）により、学校給食等の業務を民間事業者に委託等する場合の留意点等を示していますが、その趣旨を踏まえ、給食事業者等への支援について、引き続き適切に対応いただくようお願いします。

その際、学校給食における食材の使用等については、学校給食を実施する学校設置者の判断となりますが、食育の推進、安全・安心な学校給食の推進の観点から、地場産物、有機農産物や国産物を使用することも積極的に御検討いただくとともに、「学校給食実施基準の一部改正について」（令和3年2月12日付け2文科初第1684号文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、児童生徒が必要な各栄養素をバランス良く摂取しつつ、様々な食に触れることができるようにすることにも、御留意ください。

以上のことを、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革 特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

以上

【参考】

- ・（別添1）「令和6年度補正予算案の閣議決定を踏まえた『重点支援地方交付金』の取扱い等について」（令和6年11月29日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）
- ・（別添2）[物価高騰等に対応した学校給食費等の保護者負担軽減及び学校給食を含む学校における食事提供等の安定的な運営に向けた取組の推進について（（令和5年11月10日付け5文科初第1458号文部科学省初等中等教育局長通知））](#)

＜本件連絡先＞

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 03-5253-4111（内2095）